

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、「生物多様性保全上重要な里地里山」、「日本の重要湿地 500」に選定され、「広島県自然環境保全地域」に指定されている八幡湿原や、「保安林」、「鳥獣保護区」といった重要な自然環境のまとまりの場が存在し、重要種の動植物が生息・生育している等、次世代に残していくべき自然環境を有している地域である。さらに、大佐山及び掛頭山山頂は自然公園法に基づく西中国山地国定公園の第1種特別地域に指定され、その緩衝地域の脊梁山地は第3種特別地域に指定されており、優れた自然の風景地を有している地域である。また、事業実施想定区域南部に位置する八幡地域は、こうした自然環境や田園景観を観光資源として生業が営まれている地域である。これらの地域特性を踏まえたうえで、環境影響を回避・低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電設備及び取付道路等の構造・配置・規模（以下、「風力発電設備の配置等」という。）を検討し、その検討経緯について方法書以降において明確にすること。
- (2) 風力発電設備の配置等の検討については、専門家等の助言を得ながら最新の知見、科学的見地に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価の結果により行うこと。なお、検討の過程において環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 事業実施想定区域周辺において、既存の風力発電事業が存在することにより、騒音、超低周波音及び渡り鳥の移動ルート等について累積的な環境影響が生じるおそれがあることから、これらについては、方法書以降の手続きにおいて適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 事業実施想定区域周辺に存在する八幡高原の湿原群は人為的改変の影響を受け易い極めて脆弱な生態系を有していることに鑑み、これら湿原群に対する風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地改変による影響を回避すること。また、これら湿原群のうち尾崎沼湿原は事業実施想定区域に距離が近いため、その集水域への影響については特に配慮すること。
- (5) 事業計画の具体的な検討に当たっては、北広島町サイン計画、北広島町生物多様性の保全に関する条例及び、当該条例に基づいた生物多様性きたひろ戦略を踏まえること。
- (6) 本事業においては、工事用資材等の搬出入を含め、工事の実施に当たり環境影響が生じるおそれがある。これらの影響について、配慮書段階では工事計画等まで決まるような計画熟度でないため対象としないこととしているが、方法書において選定し、環境影響評価を確実に実施すること。
- (7) 配慮書のインターネットでの公表においては、印刷可能な状態としていたが、方法書以降においても同様に、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておく等、利便性の向上を図ること。
- (8) 方法書の作成に当たっては、各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容、予測及び評価の手法とその選定の考え方等の必要な情報を具体的かつ正確に記載し、一般にもわかりやすい表現とすること。また、今後の検討を進めるに当たっては、地権者の合意を含めた適切な事業地の絞り込みを行うとともに、早期段階で計画の全容を明らかにし、地域住民や地元自治体等への積極的な情報提供や説明等により相互理解を図ること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居や保育所、小学校、福祉施設及び医療施設等が存在しており、騒音及び超低周波音による環境影響が生じるおそれがある。風力発電機の配置及び機種を検討に当たっては、発電機の構造、地形、事業実施想定区域周辺が騒音苦情の少ない静穏な地域であること等を十分考慮し、風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月26日 環境省）を踏まえて、騒音及び超低周波音に係る調査、予測及び評価を適切に行い、その結果に基づき行うこと。

イ 調査、予測及び評価に当たっては、今回計画されている風力発電機が国内最大級の大きさとなることから、風力発電機の大きさと音の大きさの相関関係をシミュレーション等により明らかにしたうえで実施すること。

(2) 風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居や保育所、小学校、福祉施設及び医療施設等が存在しており、風車の影による環境影響が生じるおそれがある。風力発電機の配置及び機種を検討に当たっては、風車の影に係る調査、予測及び評価を適切な手法により行い、その結果に基づき行うこと。また、事業実施想定区域及びその周辺においては、農業地域も含まれているため、風車の影による日照時間の変化に伴う農作物へ与える影響について考慮すること。

(3) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種が生息しており、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地の改変により、生息環境の変化に伴う影響が生じるおそれがある。また、事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類が生息しているほか、ハチクマ等の渡りの通過ルートになっており、鳥類の衝突（バードストライク）や営巣の阻害等、鳥類に対する影響が生じるおそれがある。これらの影響について、現地調査や地元専門家から意見聴取する等、適切な手法により調査、予測及び評価を行うとともに、それらの結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。

イ 配慮書では、水辺環境のうち、水田、河川、池沼等を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内であっても水辺環境の改変は行わないことから、重大な影響はないとしているが、土地の改変に伴って土砂等が水辺環境に流入したり、水質・水流の変化等による環境への影響が生じるおそれがあることから、方法書において項目として選定し、環境影響評価を実施すること。

(4) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、重要な自然環境のまとまりの場が存在しているため、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地の改変により、植物及び生態系に対する影響が生じるおそれがある。これらの影響について、現地調査や地元専門家等から意見聴取する等、適切な手法により調査、予測及び評価を行うとともに、それらの結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。

なお、工事の実施の際における外来種の侵入防止の対策についても検討すること。

イ 配慮書では、西中国山地国定公園の第1種特別地域については、事業実施想定区域外であるため重大な影響はないとしているが、事業想定区域外であっても第1種特別地域の近接地で事業を実施する場合は、第1種特別地域に及ぼす生態系への影響が懸念されることから、調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 配慮書では、「生態系の現況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する」としているが、その際、事業実施想定区域が、西中国山地国定公園の第2種及び第3種特別地域にも近接していることを踏まえ、イヌワシ、ツキノワグマなど広範囲を利用する動物の個体群間での遺伝子交流の減少等の多様性保存に関する影響についても、調査、予測及び評価を行うこと。

エ 配慮書では、水辺環境のうち、河川、池沼及びその他（露岩地）を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内であっても水辺環境の改変は行わないことから、重大な影響はないとしているが、土地の改変に伴って土砂等が水辺環境に流入したり、水質・水流の変化等による環境への影響が生じるおそれがあることから、方法書において項目として選定し、環境影響評価を実施すること。

(5) 景観

ア 事業実施想定区域周辺は、多数の主要な眺望点及び景観資源が存在しており、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等により、それらに影響を及ぼすおそれがある。全ての主要な眺望点からの眺望景観について、風車の特性（発光すること、動くこと）、地域特性（周囲に高層建築物がなく視野も広いいため視認されやすいこと）、見え方（「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ）～資料編～表2-3（平成12年環境省）」や最新の知見）を踏まえ、適切な方法で調査、予測及び評価を行い、それらの結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。

なお、大佐山及び八幡湿原からの風力発電機の見えの大きさは、非常に大きくなることが予想されるため、特に留意すること。

イ 主要な眺望点について、芸北地域の観光にとって極めて重要な観光資源である鷹ノ巣山を追加すること。また、事業実施想定区域周辺に存在する冠山、二川キャンプ場、聖湖キャンプ場及び深入山、事業実施想定区域及びその周辺に存在する登山ルート及び天然記念物等のフォトスポット並びに主要集落からの景観も検討の上で主要な眺望点として追加すること。なお、検討に当たっては、利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くとともに、事業実施想定区域南部に位置する八幡地域が人の営みを伴う「里」の環境や景観について重要性が認識されている地域であることを十分に考慮すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 配慮書では、大佐山及び芸北トレッキングルートの一部に直接的な改変が生じるおそれがあるとしているため、これらの利用環境の改変の程度について、適切な方法で調査、予測及び評価を行い、それらの結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺は、多数の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、地域住民等に親しまれ、保全・保存されてきたものである。これら人と自然との触れ合いの活動の場について、風力発電設備の設置や工事用資材等の搬出入に伴う工事関係車両の通行により、それらの利便性・快適性に影響を及ぼすおそれがある。これらの影響についても適切な調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 配慮書に記載されている以外のハイキングコースや散策路等についても検討の上で人と自然との触れ合いの活動の場として追加すること。なお、検討に当たっては利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。